

# 追加給付のスケジュール

以下のスケジュールでお知らせやお支払いを順次実施すべく、準備を進める。

## お知らせ開始時期

## お支払い開始時期

現に給付を受けている方	雇用保険	3月18日～ (一部の方の過去分は10月頃～)	将来分：3月18日～ 過去分：4月～ (一部の方は11月頃～)
	労災保険 (労災年金)	将来分：4月24日～ 過去分：5月23日～ (一部の方は9月～)	将来分：6月14日～ (4～5月分) 過去分：6月14日～ (一部の方は10月～)
	労災保険 (休業補償)	過去分：6月26日～ (一部の方は7月～)	将来分：5月 (4月分)～ 過去分：7月5日～ (一部の方は8月～)
	船員保険	4月10日～	4月15日～
過去に給付を受けていた方	雇用保険	育児休業給付：8月8日～ それ以外：10月頃～	11月頃～
	労災保険 (労災年金)	9月頃～	10月頃～
	労災保険 (休業補償)	8月頃～ (一部の方は11月頃～)	9月頃～ (一部の方は12月頃～)
	船員保険	4月23日～	6月14日～

※将来分：今後支払われる給付について、改定した額でのお支払い  
過去分：過去に受けた給付について、追加分をまとめてお支払い

# 雇用保険・労災保険・船員保険の追加給付のスケジュール

以下のスケジュールでの実施を目指し、準備を進める。

注) オレンジの欄は将来分、緑の欄は過去の追加給付分。推計値は、一部精査中。

現に給付を受けている方

2019年  
4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 ~

3月18日以降分は  
適正額でお支払い。

現に受給中の方

将来分については、3月18日から失業の認定の際等に説明。その後順次お支払い。

基本手当、育児休業給付、介護休業給付等（※2）を現在受給中の方  
（約19万人→約20万人）

過去の追加給付分については、3月18日から失業の認定の際等に説明。その後、4～6月にお支払い。

上記（※2）以外の給付を受給中の方

上記（※2）以外の給付に係る過去の追加給付分については、10月頃から順次お知らせを送付。11月頃から順次お支払い。

【労災年金】現に受給中の方  
（推計約22万人）※3

将来分については、4月24日にお知らせを送付。6月14日（4～5月分年金）からお支払い。

（ア）支給調整が不要な方  
（約6.2万人）

※3 再計算後のスライド率等の適用により、一部の方が追加給付の対象となる。

過去の追加給付分については、4月下旬までにシステム対応し、5月23日から順次お知らせを送付。6月14日から順次お支払い。

（イ）支給調整が必要な方

7月末を目途に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、9月から順次お知らせを送付。10月15日から順次お支払い。

【休業補償】現に受給中の方  
（推計約0.1万人）

将来分については、5月（4月分の休業請求）から順次お支払い。

（ア）支給調整が不要な方  
（約0.8万人（延べ約4万人））

過去の追加給付分については、5月下旬までにシステム対応し、6月26日から順次お知らせを送付。7月5日から順次お支払い。

（イ）支給調整が必要な方

6月末を目途に厚生年金との調整などによる支払額への影響等を検証し、7月26日から順次お知らせを送付。8月から順次お支払い。

遺族年金・障害年金を現に受給中の方  
（約6.6千人）

4月10日にお知らせを送付。4月15日に過去の追加給付分を含めお支払い。

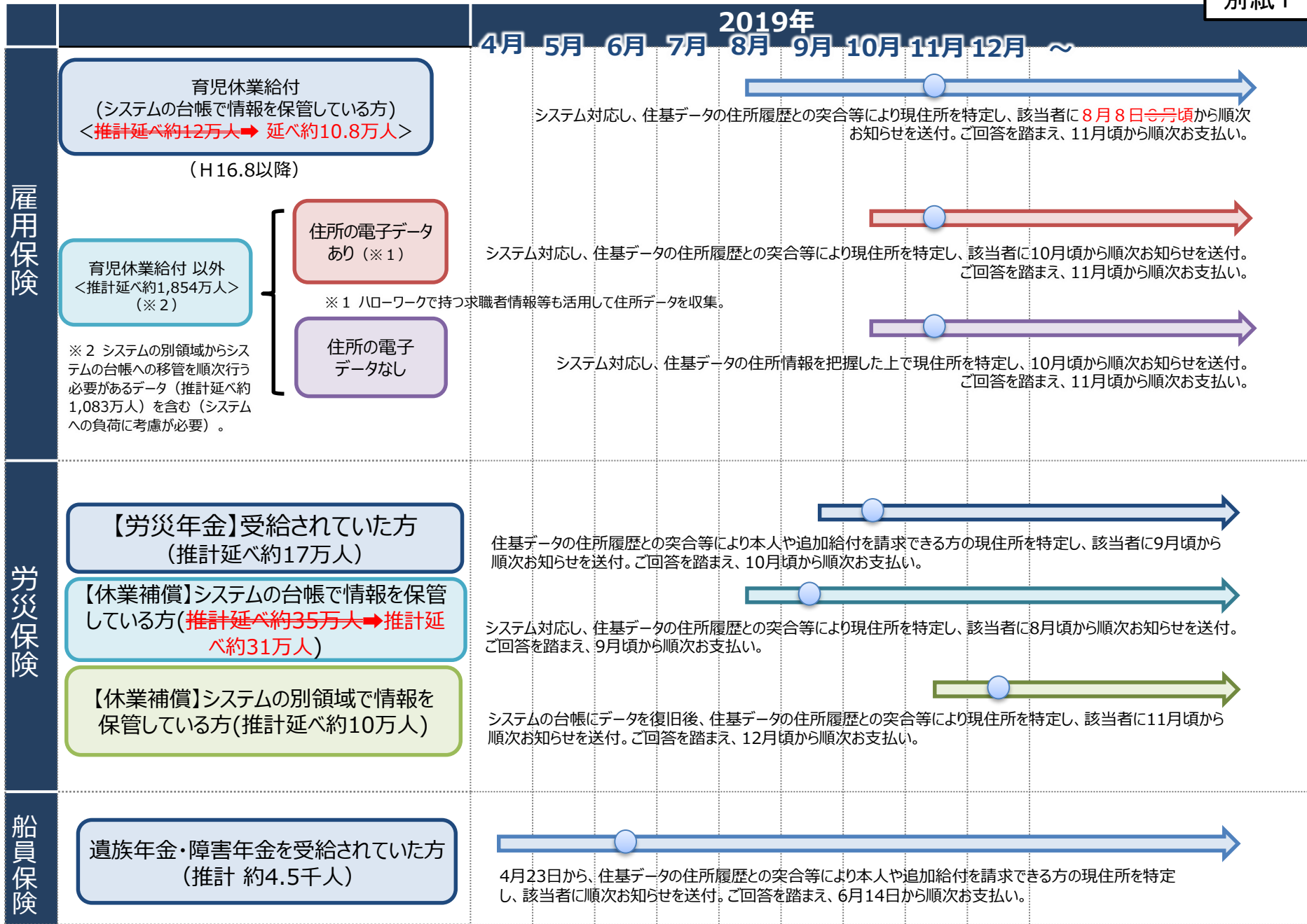
※ 労災保険の上乗せ給付のみ受給している一部の方については、労災保険との調整次第順次お支払い。

※赤字は6/28以降の修正箇所

雇用保険

労災保険（年金・休業）

船員保険



※受給している方が死亡した際に未支給の給付金を過去に受領した親族についても同様の対応を実施。

※赤字は6/28以降の修正箇所